

土地の境界問題に関する

無料相談

事前予約制

「仙台法務局」と「みやぎ境界紛争解決支援センター（宮城県土地家屋調査士会）」では、下記のとおり、合同で土地の境界に関する無料相談会を開催し、問題解決の助言を行います。

記

日時 毎月第3木曜日
午後1時30分から4時30分まで
場所 仙台市青葉区二日町18番3号
(宮城県土地家屋調査士会館内)

土地の境界が
分からない!!

隣地との境界
トラブル!!

筆界特定制度

法務局

&

調査士会ADR

土地家屋調査士

筆界特定制度に関する相談の予約先

仙台法務局民事行政部不動産登記部門筆界特定室

電話 022-225-5752

受付時間 平日午前9時から午後5時まで

(前週金曜日までの予約締切り)